

総基料第78号
平成17年3月31日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森下 俊三 殿

総務省総合通信基盤局長
有富 寛一

接続料規則の一部を改正する省令の施行に伴う接続約款の変更に関し
講すべき措置について（要請）

標記に関し、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（接続料規則の一部を改正する省令の施行に伴う接続約款の変更）」（平成17年2月25日付け諮問第1133号）に対し、別紙のとおり情報通信審議会の答申（平成17年3月28日付け情通審第38号）がされたところである。

これに関して、下記のとおり貴社において適切な措置を講じられたい。

記

通信量動向が接続料算定に与える影響が甚大であることにかんがみ、貴社において、少なくとも四半期ごとに交換機を経由する通信時間及び通信回数の最新データを公表すること。

(答 申)

平成17年2月25日付け諮問第1133号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適當と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - ・通信量動向が接続料算定に与える影響が甚大であることにかんがみ、NTT東日本及びNTT西日本において、少なくとも四半期毎に最新データを公表すること。（考え方2）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料款の変更案に対する意見及びその考え方
(接続料規則の一部を改正する省令の施行に伴う接続料款の変更)

意 見	考 え 方
<p>意見1 IC接続料の急激な高騰による接続事業者への影響を考慮し、経過措置を設けるかNTSコストの控除方法を見直すべき。</p> <p>○ 平成17年度のGC接続料とIC接続料の差額は、現状に比べ約1.7倍となる大幅な値上げです。値上げの要因は、① IC接続等ICを経由するトラヒックの減少と、②これまでGCに帰属していた共用トランクポート費用の負担変更によるものです。 この値上げは、IC接続事業者の経営に与えるインパクトが大きく、かつ次年度間近での公表と適用は健全な企業運営を著しく損ねるものであることから、適切な見直しを要望いたします。</p> <p>(1) 情報開示等予見性の欠如</p> <p>IC経由呼のトラヒック減少は、GCのトラヒック動向と異なり、これまで接続委員会の審議や答申でほとんど触れられていません。また2年間で大幅にトラヒックが減少となっている事実を接続事業者は知り得なかつた状況で、GC接続とIC接続の差は約1円程度の格差と想定していた中、今回の格差は全くの想定外です。</p> <p>更に、共用トランクポートの負担変更については17年度以降の接続料議論では全く論じられていなかったもので、今年1月の専用トランクポートの個別負担化の申請におけるパブリックコメントの中で具体的な数値等も各社が議論する間もなく急速負担方法を変更したものです。</p> <p>上記状況では、接続事業者が、今回の申請までの間に大幅な値上げがあることを予測できるものではありません。</p> <p>また、下記のトランクポート見直しの貴審議会答申(平成17年1月21日)においては、GC接続からIC接続へ切り替える事業者が存在することを「十分」に想定されております。これは、当該申請時において、共用トランクポートの負担変更によってIC接続に大幅なコスト増をもたらすことは、貴審議会においても認識されなかつたほど、情報が不足していたことを示すものと考えます。</p> <p>(考え方7) ○ トランクポート等の個別負担化に伴い、GC接続を廃止し、IC接続に切り替えることが適切であると判断する接続事業者が存在することは十分想定される。 このことから、NTT東日本及びNTT西日本においては、経過措置の一環として、GC接続を廃止しIC接続へ切り替えることを希望する事業者がいる場合その申し込みを1月末まで受け付けることが適当であり、総務省においては、上記の点が確保された場合は、認可することが適当である。(略)</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 意見においては、IC接続における接続料について、想定外の水準であることを理由として激変緩和措置を必要としている。 しかしながら、平成16年10月19日付け情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」(以下「平成16年答申」という。)においては、新モデルにおけるGC/IC接続の料金格差(NTSコスト控除前)について、仮に平成15年度の実績通信量を用いて算定すると$6.07/4.93 = 1.23$と試算し(p17)、GC接続については平成17年度接続料を$5.8 \sim 6.3$円/3分(NTSコスト控除前)、NTSコストを5年間で控除する場合の控除額を0.6円/3分と試算している(p29)ことから、この場合のIC接続の平成17年度接続料については3分当たり$6.53 \sim 7.15$円と試算することは可能である。 さらに、平成17年1月31日付け情報通信審議会答申において、平成14年9月13日付け情報通信審議会答申「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」の意見に対する考え方で示された「GC接続事業者の二重負担を避ける必要がある」という点を改めて指摘していることから、共用トランクポートに係る費用について、IC接続の接続料の上昇要因となることは容易に推測できる。 したがって、今回の申請により具体的な接続料が明らかになる前であっても、IC接続の3分当たり接続料が$6.53 + \alpha \sim 7.15 + \alpha$円となることは想定可能であり、実際の接続料額もその範囲内であることから、IC接続の平成17年度接続料は、激変緩和措置を要する「想定外の水準」とは認められない。</p> <p>なお、平成16年答申にある「結果的に設定される平成17年度の接続料水準が、現行制度による平成16年度の事後精算の結果としての実質的な接続料水準の見込みと著しく乖離すると予想される場合には、その連続性について必要に応じて調整が必要」とは、加入者交換機能コストからNTSコストを控除するにあたり、事後精算制度が採用されている平成15・16年度の加入者交換機能(GC接続)の接続料水準の連続性について留意すべきこととして指摘したものであり、IC接続の接続料を対象とした記載ではない。</p> <p>また、意見において、平成17年度下期の網改修申込みの受付が経過措置として要望されている</p>
<p>(2) 回収方法の変更に至る経緯についての問題</p> <p>共用トランクポート費用の回収方法変更について</p>	

※下線は当社追記

は、多くの事業者が認識を深めるほどの十分な説明がされないまま、今回の申請となっております。また、負担方法の変更を議論する中で本来議論されるべきその水準（金額）が全く公表されなかったことも今回負担方法を変更する上で大きな問題と考えます。（なお、NTT東西殿は、トラヒックを常に把握しているため、見込み金額は算定可能と思われます。）

一方、専用トランクポートの金額だけを明らかにし、申込期間の猶予が与えられて、各事業者は平成17年度の建設申込みを行っており、その後に申し込みの前提となったIC接続料の値上げを行うことは納得し難いものです。

（3）検討いただきたい事項

トランクポート等に係る接続料の見直しの答申（1／12）において、接続事業者における負担の急激な増加を避ける必要性を検討されたと同様に、今回も以下の激変緩和措置の検討をお願いいたします。

①次事業年度開始直近で想定外に急激な接続料の上昇が発生することによる接続事業者の事業運営へ悪影響軽減のため、料金水準の経過措置の設定を要望します。

②新しい料金水準に対応するため回線数の増減を行う必要があることから、建設申込みの受け付けと迅速な工事に関する経過措置を要望します。

- ・ H17年下期建設申込みの見直しの受付。
- ・ H17年度上期中の変更要望に対する定期申込み工事費での受付。
- ・ 迅速な工事実施
- ・ 上記工事実施の場合、ルール変更による申込み直しであることから、キャンセル費用の適用を除外すること

（SBB、日本テレコム、日本テレコムIDC）

○ 平成16年10月19日付貴審議会答申においては接続料水準をGCで5.2円～5.7円／3分と予測して、NTSコストの控除方法・控除期間が決定されております。

しかしながら、今回申請されたGC接続料は5.32円／3分となっておりますが、答申における予測と同様の方式で算定（トランクポート費用を従来の方式で算定）した場合には、予測した範囲の上限である5.7円に近い水準になっているものと推測しております。

さらに、IC接続料の大幅な値上げを併せて考えると、当該答申において想定された接続料水準を結果として上回る事態が発生しているものと考えます。

私共としては、今後の接続料上昇を抑制するためにNTSコスト控除猶予期間の短縮を行うべきと考えます。

また、今後もトラヒック状況や接続料の見通しにつ

が、当該申込みの期限は平成17年4月末であり、平成17年度接続料の決定を踏まえて申し込むことは可能である。

なお、当該申込みについては、接続事業者がNTT東日本及びNTT西日本に対しトラヒックや回線数等を事前に通知し、両者がこれを踏まえて改修の量や実施時期等について協議を通じて相互協力のもと検討を行ってきたところであり、今回要望のある申込みも、当該協議の中で調整されるべきものである。

いては継続して検証を行い、必要に応じ接続料算定の在り方の見直しを行うべきと考えます。

(SBB、日本テレコム、日本テレコムＩＤＣ)

- 平成17年度の3分間のIC接続料金は、7.09円として申請案が作成されています。しかし、この料金には、平成17年度から接続事業者に負担を強いることになったいわゆるトランクポート料金等が含まれていません。答申によれば、IC接続事業者は中継系交換機能については、24回線ごとに4,467円/月、中継伝送機能については、伝送装置672回線ごとに40,922円/月が課されることになっております。このため、この負担分を加味すると正味のIC接続料は、3分あたり0.02円弱の金額を上乗せしなければなりません。結局3分換算で考えると平成14年度の接続料金4.78円に比較して2.33円、平成15年度の接続料金5.79円に比較して1.32円も高額になります。IC接続事業者にとっては、この急激な接続料金の高騰は、接続料金の他に営業費用が必要となることから、市内料金3分8円台の料金設定を変更してエンドユーザーへの料金値上げということで吸収・転化するか、あるいは音声市場からすみやかに撤退するかの選択を余儀なくされているように感じられます。また、市外通信料金も同様に見直しが必要となります。これは、競争を推進させ、最終ユーザーの便益にかなうよう取り計らうという当初の貴審議会の考え方大きく変更されたやむをえない措置の結果なのでしょうか、あるいは、通信量の削減に歯止めのめどがない固定電話から次の世代のIP電話等へのバトンタッチを容易にするための必要政策なのか理解しかねるところがございます。また長期増分費用の答申では、平成17年度からは原則として精算を行わないことにより、この接続料金が確定値となるものと考えられます。よって、この確定値を拙速に決定することなく、少なくとも、平成16年度仮精算値を平成17年度接続料金として利用する等の工夫（この場合、精算を行うことはやむをえない）が必要ではないかと考えられます。また、NTSコストを5年ではなくもっと短期に付け替えること等を検討し、急激な接続料金の高騰を避けるべきであるとも考えます。

(KVH)

- GC接続における単金にトランクポートの個別負担額を加算（各事業者の個別事情に依存しますが、0.4円～0.6円/片端と仮定）しますと、平成16年10月19日審議会答申P.29の平成17年度の想定額（5.2円～5.7円）/3分の水準超過とも推定されます。
また、平成16年度の仮精算水準との比較は、下表のとおりです。

区分	平成 17 年度 (申請)	平成 16 年度 (仮精算)
GC 接続 個別トランクポート費用 を含む	5. 32 円 5.72~5.92 円	5. 18 円
IC 接続	7. 09 円	6. 17 円

この場合、同答申 P.28 キ) の調整に項目に該当しないものでしょうか。

調整が必要とされる場合は、NTSコストの5年間の均等控除ではなく、前倒しによる控除、または控除期間の短縮を要望します。

引用：平成 16 年 10 月 19 日審議会答申 P.28

キ) その際、設定される接続料と通話料との関係については、効率的な事業者が市場から排除されるような、いわゆるプライススクイーズが起きないよう、固定電話サービスにおける公正な競争環境を確保する必要がある。また、結果的に設定される平成 17 年度の接続料水準が、現行制度による平成 16 年度の事後精算の結果としての実質的な接続料水準の見込みと著しく乖離すると予想される場合には、その連續性について必要に応じて調整が必要と考えられる。

(フュージョン)

- 以下に述べる理由により、本変更案を認めるべきでないと考えます。

平成 17 年度の IC 接続の接続料（3 分当たり 7.09 円）は、平成 15、16 年度接続料（3 分当たり 5.36 円）から約 32% と極めて大幅な値上げとなっています。また、現在総務省殿において意見募集している東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東西殿」という。）の平成 16 年度接続料に係る見込み通信量等による仮精算額（3 分当たり 6.17 円）と比較しても約 15% の値上げとなっています。平成 16 年 10 月 19 日付け情報通信審議会答申「平成 17 年度以降の接続料算定の在り方について」（以下、「答申」という。）の P28 キ) には、「結果的に算定される平成 17 年度の接続料水準が、現行制度による平成 16 年度の事後精算の結果としての実質的な接続料水準の見込みと著しく乖離すると予想される場合には、その連續性について必要に応じて調整が必要と考えられる。」と記載されており、今回のこの IC 接続における著しい乖離（約 15%）は、答申に記載されている調整が必要な水準に該当するものであると考えます。

また、GC 接続の接続料については、答申の中で水準の推計値が記載されていたこともあり、接続事業者にとってある程度予見性のあるものでしたが、IC 接続の接続料水準については、GC 接続における接続料の値上げ幅を超える大幅な値上げであるにも拘らず、その水準の推計に関する情報はこれまで何ら公表されておらず、接続事業者における予見性が確保されていなかったことは問題であると考えます。

接続事業者にとって、独占的事業者である NTT 東

<p>西殿のネットワークとの接続は不可欠であり、今回のようない予見性のない IC 接続の接続料の大幅な値上げが一方的に認められた場合、接続事業者における効率的な事業運営に支障をきたすことになるものと考えます。このため、今回のような予見性のない著しい接続料の値上げは認めるべきでなく、当面の間、現行の接続料水準を継続すべきであると考えます。</p> <p>仮に現行水準の IC 接続における接続料の継続が認められない場合であっても、現行水準との乖離を極力抑制するよう、答申に記載されているとおり本変更案における IC 接続の接続料を見直すべきであると考えます。例えば、以前より弊社を含む複数の接続事業者が指摘しているとおり、中継伝送共用機能の接続料原価に含まれている伝送装置については、国際的基準より短い耐用年数が採用されており、接続料の上昇要因の一つとなっています。このような点を改善することなどにより、より効率的な接続料が算出されるよう、今回の申請内容を見直す必要があるものと考えます。</p> <p>(ボーダフォン)</p>	
<p>意見2 接続事業者の予見性を高められる措置を実施して欲しい。</p>	<p>考え方2</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度の接続料金は、平成16年度の下期の実績トラフィックと平成17年度の上期のサービス別予測トラフィックに基づいてトラフィック量を推定し、この値に基づき定められております。NTT東西殿以外は、このトラフィック状況を把握できないことより、情報の非対称性があることは否めない事実です。よって、公平な第三者からの、適宜適切なトラフィックの開示、あるいは、NTT東西殿の数値を第三者が審査する等により、接続料金を算出する方法に変更すべきであると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年答申においては、一定の仮定（例えばGC通信量は年10%～15%減少）の下、平成17年度以降の接続料の算定方式の検討を行い、当該答申に基づき、接続料規則の改正及び今回の接続約款の変更申請が行われている。他方、当該答申においては、「固定電話市場における競争環境の変化にも注視し、予想を超える環境変化によって適用期間内に新モデルが機能しないと判断される場合は、改めて集中的にその算定方法の在り方を検討することが必要」とも指摘しており、審議会としてその点につき十分に配意することが重要と考える。このため、特に、今後の通信量動向については接続料算定に与える影響が甚大であることにかんがみ、NTT東日本及びNTT西日本は少なくとも四半期毎に最新の通信量データを集計し、すみやかに公表すべきである。
<p>(K V H)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで事後精算制度に伴ってNTT東西から提供してきたトラヒック情報が精算制度の廃止によって提供されなくなると、翌年度の接続料は年度末の申請によって初めて知られることになり接続事業者の事業計画を困難にします。 <p>したがって、翌年度の接続料水準に関する接続事業者の予見可能性を担保するため、NTT東西は接続事業者に対して17年度以降もトラヒックの推移に関する情報を開示すべきと考えます。その際以下の内容・方法とすることを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①これまで通知対象であったGC疎通トラヒックに加えて、IC疎通トラヒックも開示の対象とする。 ②これまでの指標によるトラヒック情報ではなく通信回数・通信時間数の実数を開示し、その際には発信トラヒックだけではなく接続機能毎の経由回数を反映したトラヒック情報とする。 ③これまでの四半期毎の開示ではなく月毎の開示と 	

する。

④情報開示先を接続事業者に限定しない。

(接続料水準の変動は新規参入検討事業者や再販事業者などを含め影響が広範に及ぶものと考えられるため)

(パワードコム)

- 今回の接続料変更において、接続事業者は次年度（平成17年度）の接続料について十分な情報が得られず、年度直前の時期にはじめて料金額を認識することとなりました。次年度以降においても、なんら情報提供がなされなければ、接続事業者は接続料の見通しを立てることができず、適切な事業計画や設備計画を立てることができません。このような状態は、事業の予見性を損なうだけでなく、事後的なネットワーク変更等の対応をもたらし、業界全体（NTT東西殿・接続事業者双方）に無駄な投資・工事を発生させていることとなります。

また、これに対しNTT東西殿は唯一トラヒック状況を把握でき、接続料の見通しを立てることが可能な立場であることから、情報の非対称性があり、公正競争確保の点で問題があると考えております。

私共としては、情報面における公平性を確保し、接続事業者においても接続料の見通しを立て、適切に事業計画・設備計画を策定できるような措置が必要であると考えます。具体的には、GC経由トラヒックおよびIC経由トラヒックについて、四半期単位などで適宜情報開示を行うべきと考えます。

(SBB、日本テレコム、日本テレコムIDC)

- トラヒックは引き続き減少傾向にあり、平成18年度以降の接続料にも値上がりの可能性があります。接続事業者はGC接続、IC接続といった接続形態の変更等、値上がりの影響を軽減するために様々な対処を行うことになりますが、その際には料金水準の予見性が確保されていることが必要です。

したがいまして、NTT東西殿には、今般の料金算定に使用された「機能別トラヒック」と同等のトラヒックデータ（平成16年度以降）を四半期毎に開示していただく事を要望いたします。

(KDDI)

- 今回のように予見性に欠ける接続料の値上げが認められた場合、現在の接続料の認可スキームは、平成15年度・平成16年度接続料における事後精算と同様に、接続事業者にとって極めて問題のあるものとなります。答申において平成17年度のGC接続における接続料の推計値が記載されていることを考慮すると、毎年度上期末頃には次年度の接続料の推計値がある程度の範囲をもって算出することが可能であると考えられます。接続事業者における予見性を確保し、効率的な

<p>事業運営を可能とするためにも、接続料が値上げになると想定される場合は、次年度の接続料の推計値を適用開始半年前までに公表する等の措置を構じて頂きたいと考えます。</p> <p>(ボーダフォン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで事後精算制度に伴ってNTT東西から提供されてきたトラヒック情報が精算制度の廃止によって提供されなくなると、翌年度の接続料は年度末の申請によって初めて知らされることになり接続事業者の事業計画を困難にします。 <p>したがいまして、平成18年度以降の接続料水準に関する接続事業者の予見可能性を担保するため、NTT東西殿は接続事業者に対して平成17年度以降もトラヒックの推移に関し情報開示をするべきと考えます。その際以下の内容・方法とすることを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①これまで通知対象であったGC疎通トラヒックに加えて、IC疎通トラヒックも開示の対象とする。 ②これまでの指標によるトラヒック情報ではなく通信回数・通信時間数の実数を開示し、その際には発信トラヒックだけではなく接続機能毎の経由回数を反映したトラヒック情報をとする。 ③これまでの四半期毎の開示ではなく月毎の開示とする。 <p>(フュージョン)</p>	
<p>意見3 予測トラフィックを用いて、接続料を確定するのは説得力に欠ける。精算の採用を再考すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成17年度は原則として精算を行わないのですから、平成17年度開始前に予測トラフィックに基づいて、確定値を決定するのは、説得力に欠ける方法であるといわざるを得ないと思います。よって、平成16年度暫定値を平成17年度暫定値とし、平成18年度初に、確定トラフィックに基づいて一度だけ精算するという方式も、(17年度は原則として精算を不可とする貴信議会の答申案に反するが)再考の余地があるのではないかと考えます。 <p>(KVH)</p>	<p>考え方3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当審議会においては、従来より、接続事業者の予見性の観点や長期増分費用方式に基づく算定値が目標値としての性格を有しているという観点を踏まえ、信頼性のある予測通信量の算定が可能であれば、事後精算を採用すべきではないとの考え方を示している。 <p>この考え方の下、平成16年答申において「審議会において直近の実績通信量を使い、2ヶ月分と8ヶ月分…の予測シミュレーション（予測手法は現行接続料の仮精算の際に使用している線形回帰）を行った結果、少なくとも現状においては結果に大きな差異がなかった」(p43)ことから、平成17～19年度の接続料の算定については、モデル適用年度の通信量に近い一定の信頼性のある予測通信量（前年度下期+当年度上期）を用いることが可能と判断し、事後精算を採用しなかったものである。</p>
<p>意見4 環境の変化を十分に反映した接続料算定の在り方を検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長期増分費用方式モデルは極めてすぐれた、公平なモデルであり、今後もその手法が踏襲されるべきことに異論はございません。しかしながら、NTT東西殿 	<p>考え方4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで、電気通信を取り巻く環境の変化に応じて、接続制度についての検討が行われてきたところである。

の音声サービスの固定電話のみにこのモデルを適用することに賛同はできません。なぜなら、携帯電話は、8000万台を超える固定電話台数をはるかに凌駕しております。VOIPに代表されるIP電話も徐々に浸透しつつあります。音声サービスという点では、いずれも基本サービスといわれるものになりつつあると考えられます。特に携帯電話は、国民生活になくてはならないものになっており、その意味では、固定電話と同様に貴審議会で接続料をご審議いただいてもよろしいのではないかと考えております。固定電話接続料金の思わぬ高騰は、トラフィック量が減少する傾向にある固定電話のみにこのモデルを適用しようとするため、このようなひずみが顕著に生じたものと考えられます。よって、今後は電気通信事業法第34条第2項の改正も視野に入れ（固定電話より、携帯電話の料金のインパクトが国民生活に与える度合いが大きいとも考えられますので、第二種指定電気通信設備事業者殿の接続料金等も審議会の認可対象にすることを検討すべきであります。電気通信事業法第160条第1項2号中の第34条第3項の規定による接続約款の変更の命令のみについての諮問では不十分と考えます）広く音声サービスの括りの中で、接続料金を検討される時代が到来したのではないかと考えております。こうすることにより、技術進歩も考慮にいれ、将来の変化を見通した音声サービスの負担のあり方を検討できることが可能になると考えます。よって、ユニバーサルサービスの考え方も時代に即応して、変化させるべきではないかと考えております。

(K V H)

- 本申請はそのまま許可されるべきではないと考えます。

理由1、本内容の通り許可されることになると算出された網使用料から、その値上がり分を企業努力で吸収するか、エンドユーザーへの提供料金が値上げされるかしかないと考えます。前者の場合、弊社自身の努力は極限に至っており、また仕入れにあたる網使用料の比率が9割を超えるという状態になっておるため非常に困難であると判断できると思います。後者の場合、現状のユーザー料金の決め方だけでは、値下げ圧力しか生まない構造のため、この部分は網使用料の決め方とあわせ方法を再検討されるべきだと考えます。

理由2、NTT地域会社のコストは世界的に見てもまだまだ高く本当の意味での企業努力をしているといえるのか疑問があります。もしこの部分が東西に分かれていること、都市部でない過疎地域に広くサービスしなければいけないこと等に関わっているのであれば、この部分を見直すことが必要であると考えます。

理由3、050IP電話による網内トラフィック増大もトラフィック減の一要因であるのではないかと推定しておりますが、現在のNTT地域会社のトラフィ

今後も接続料に大きな影響を及ぼすような変化を捉え、検討を行うことが適当である。

ックのみが基準になって全体の網使用料が決まっている方法は改善されるべきではないかと思います。現在の当該トラフィックはNTT地域会社を介さなくなつただけであり、以前と変わらず音声トラフィックであるのに、網使用料を算出する全体トラフィックの中に入らないケースが多くなっております。よってこのような要因を交えて網使用料を算定する方式を準備する時期に来ていると認識しております。更にこのIP電話が他の050IP電話と相互接続されていない場合が多いというのは改善されなければならない要因であると思います。

重複になりますが、今後050IP電話に限らず、メタル直収電話の増大も見込まれ、NTT地域会社のトラフィックだけを見て網使用料水準を決めていくことが必要であると考えます。この点については、NTT法および相互接続のルールの見直しや附帯規則にも明確化されるべきであると考えます。

理由4、本網使用料の値上げにより開放された市場が、体力のあるものが勝つモノポリー化するのであれば、対外的に誇れる日本の通信市場の自由度が下がることは、国益を損なうことになると考えます。

(ZIP Telecom、プラステル)

**意見5 トランクポート費用の激変緩和措置について
検証を行い、必要な措置を講ずるべき**

- 加入者交換機及び中継交換機のトランクポート費用個別負担化に際しては、「各接続事業者が最も効率的に設備を利用する場合の総費用は、従前と同様水準となることが望ましい」ことから、激変緩和措置を設けた補正申請料金が認可されたところです。

今般の接続料金認可申請では、個別負担化に対応し、交換機費用から個別負担金額を控除することと合わせ、接続料適用区分（共用機能）の新設が行われました。

審議会におかれましては、平成18年度の接続料再計算の際に予定されている個別負担の適切な補正方法のご審議に際し、今般の接続料算定で交換機費用から控除されたトランクポート費用の個別負担部分（回線収容専用部）と、各接続事業者が実際に支払った「最も効率的に設備を利用する場合」に係る費用とを比較して、補正が適切に行われたかどうかを事後的に検証いただく事を要望いたします。

(KDDI)

- 平成17年度の接続料は(1)個別負担額（トランクポート等の個別負担）、(2)従量制接続料(3)NTSコストの控除料の3大要素から構成され、それらの要素を勘案して適正な接続料水準（全体）となる様に審議されると考えております。

しかしながら、審議会及び接続事業者には(1)の認可申請の段階では(2)、(3)が不明であり、接続事業者

考え方5

- 平成17年1月12日付け情報通信審議会答申（考え方6）において示したとおり、トランクポートに係る激変緩和措置の内容に関しては、平成18年度の接続料再計算の際に当審議会において再度審議することとしている。

としての経営判断であるネットワーク構成の見直し（G C接続の継続か、I C接続への変更）を比較検討するにはデータが十分ありませんでした。

つきましては、平成 18 年度以降の接続料関係について以下を要望します。

(1) 平成 18 年度上期の建設申込みについて

定期の申込期限は平成 17 年 10 月ですが、その数ヶ月後の平成 18 年 2 月頃にトランクポート費用と接続料金が判明します。この時点でその料金水準がある基準（例えば、前年比 5%）を超える変動があった場合については、激変緩和措置を設けることを要望します。具体的には、相互接続回線の増減を行う場合は、その工事費は定期申込時の工事費を適用すること、またキャンセル費用の適用を除外すること。

(2) トランクポート等の個別負担化に関する経過措置の見直しについて

平成 17 年度以降はこのトランクポート等の費用が新たな負担増となりました。

接続約款には、緩和措置として平成 17 年度からの 2 年間に限り経過措置が追加されました。激変緩和となる効果は以下のとおりで十分ではありません。

・平成 17 年度

①適用対象回線数(パス数)=②加入者交換機接続回線数×③回線補正比率(0.53)

この算式において①は 24 回線単位の切り上げであるため、②が 24 回線(パス数 2)の G C 局では、回線補正比率(0.53)を乗じても補正効果はありません。

・平成 18 年度

③回線補正比率が半減するため、②が 120 回線(パス数 5)以下の G C 局では補正効果はありません。

つきましては、③回線補正比率は②加入者交換機接続回線数ではなく、①適用対象回線数(24 回線単位で切り上げたパス数)に乘じるものとしてもらいたい。

引用：平成 17 年 1 月 12 日

情報通信審議会電気通信事業部会（第 49 回）の答申

- 1) 接続事業者における負担の急激な増加を避ける観点から、各接続事業者が最も効率的に利用する場合の総費用が、従前と同水準となるよう、適切な補正を行うこと。

(フュージョン)